

更 正 の 理 由

貴法人の国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書について、調査の結果、課税標準国際最低課税法人税額又は税額の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準国際最低課税法人税額又は税額を更正しました。